

ラリー北海道 無人航空機使用規定

ラリー北海道
メディアセンター

第 1 条 原則

- 1-1 ラリー北海道(以下、本大会)における無人航空機(無線操縦にて飛行する航空機で、その大きさや重量、形状は問わない。以下「ドローン」)の安全かつ円滑な運用を目的として、これを使用して撮影活動を行う場合の規定をここに定める。
- 1-2 本大会が管理する区域内におけるドローンの飛行を行う事が出来る者は、その撮影場所を問わず、事前に登録申請を行い承認を受けたメディアのみとする。チーム関係者、一般などメディア以外の飛行は原則としてこれを禁じる。
- 1-3 ドローンの運用に当たっては航空法ならびに国土交通省の定めるガイドライン、飛行を行う自治体の定める条例など法令を遵守することとする。その大きさや重量等から法律上では規定対象外とみなされる物であっても、これに準ずるものとして扱う。これらの法令・規則が事前に当局への届出や承認を必要と定めている場合は、申請者においてこれを行い、承認あるいは届出を満たしていることを証明する書類を飛行計画書とともに提出しなければならない。過失や故意などの理由を問わず、これらの手続きに瑕疵があった場合は本大会による飛行承認も無効となる。

第 2 条 申請

- 2-1 本大会におけるドローンの飛行の申請並びに承認は以下の 2 段階とし、両方について承認を受けた場合にのみ飛行が認められる。
 - 1) 撮影許可申請(「無人航空機の利用による撮影申請書」による)
メディア登録申請時に申請書を提出。操縦者、補助者、機体の申請と誓約
 - 2) 飛行計画許可申請(「飛行計画書」による)
メディアブリーフィングまでに提出。具体的な飛行計画の許可申請
- 2-2 本大会においてドローンを使用して撮影活動を行おうと計画する者は、その撮影予定場所に関わらず、メディア登録申請と共に「無人航空機の利用による撮影

申請書」一式を提出して申請を行う事とする。

- 2-3 ドローンの操縦者並びに補助者はタバードメディアとしての承認を受けていなければならない。このため、タバードメディアの資格を満たすと考えられるものを選任し、メディア登録申請において操縦者・補助者ともにタバードメディアとして申請しなければならない。
- 2-4 ドローンの操縦者はラリー競技におけるタバードメディアとしての撮影活動経験が豊富であり、かつドローンの飛行時間も長い者でなければならない。補助者に関してもタバードメディアの資格を満たすことは必須であり、かつ操縦経験がある者が望ましいが、その飛行時間は問わない。
- 2-5 操縦者または補助者として予定していた者がタバードメディアとして承認を受けられなかった場合、別にタバードメディアとして承認され、当該業務に対して適切と考える取材者に申請を変更することができる。
- 2-6 ドローンの撮影許可が認められた操縦者は、メディアブリーフィングまでに所定の様式の飛行計画書を提出し、飛行までに競技長またはメディアオフィサーの承認を得なければならない。飛行計画書には 1-3 に定める事前届け出や承認に関する法令を満たしていることを証明する書類を添えなければならない。
- 2-7 以下に関しては国土交通省による「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(令和5年1月26日)に定める「催し場所の上空」の飛行とし、1-3 の通り地方航空局長の承認を受けたことを証明する書類の提出を必須とする。主催者は飛行の際の補助者の役割を担わない。
- サービスパーク、リググループエリア、リフューエルゾーン
 - セレモニアルスタート・セレモニアルフィニッシュ会場
 - ラリー北海道に付随するイベント会場
 - ラリーパーク
 - スペシャルステージ内観戦エリア

第3条 飛行活動

- 3-1 ラリーガイド 1・2、メディアセーフティーガイドその他オーガナイザーの発行物、競技役員やメディアオフィサー、現場のオフィシャルによるドローン飛行についての

制約や指示等についてはいかなる場合もこれを遵守すること。

- 3-2 離発着、飛行中、空中静止ならびに撮影中のいかなる場合に於いても、競技車両、競技中の競技コース直上および観客の真上を飛行しないこと（競技中とは、00 カー通過後から、ステージ終了後のスーパーステージ通過までを指す）。
- 3-3 飛行に於いては、制御不能に陥った場合に競技や観客・関係者等の安全に影響を及ぼす可能性のある場所に墜落・不時着しないように配慮して操縦を行うこと。「障害発生時に自動的に、あらかじめ定められた地点に戻ってくる機能」等に依存せず、常に安全な緊急着陸場所を意識し、制御困難な機体を手動で着陸させることを考慮しながら飛行させること。
- 3-4 いかなる場合も観客、選手、オフィシャルその他の行動を妨げないこと。
- 3-4 オフィシャルの求めがあれば、いかなる場合も即時に撮影を中止し機体を安全な場所に着陸させること。
- 3-5 飛行並びに撮影活動に於いては、地域住民、観客、選手、チーム、他の取材メディアに充分配慮し、騒音や臭気等が迷惑にならないようにすること。

第4条 損害賠償

- 4-1 飛行及び撮影に関する機材の損傷、オフィシャルの指示命令に従うことによって発生した機会損失、経費等について、オーガナイザー、観客、選手、チーム等関係者に対して損害賠償を請求する権利はこれを一切放棄し、いかなる場合も賠償を求めないこと。
- 4-2 過失・故意を問わず、他者（地域住民・観客・選手・チーム員・オーガナイザー人員・オフィシャルなどを含む全ての人々を指す）に対して直接或いは間接的に傷害を負わせた場合や、その原因となったとき、および他者の所有する土地財産等に対して損害を与えた場合は、被害を被った選手、チーム並びにチーム員、観客、オフィシャル、オーガナイザー、地域住民、地主、物件所有者、地方自治体、企業、政府機関等に対しての直接の賠償責任を負い、オーガナイザーには一切の責任を問わず、賠償を求めないこととする。

- 4-3 撮影ならびに飛行の活動に関して生じた賠償について第三者からオーガナイザーに対して損害賠償を求められた場合、オーガナイザーに代わって全ての責任を負う。
- 4-4 賠償責任の遂行に於いては誠心誠意、最大限の善意を以て誠実に当たるものとする。登録された操縦者以外が操縦し事故を起こした場合、状況を問わず主たる責任者として登録した者が代わって賠償義務を負うものとする。
- 4-5 飛行許可は権利ではないことを理解し、理由に関わらず一旦与えられた許可が制約を受け、或は取り消しを受けることがあっても、これに対する異議は認めれない。よって異議申し立てはせず、機会損失に伴う損害賠償は求めないこと。

第5章 映像・写真の利用

本規定に定める取材活動の結果として得られた映像並びに写真の利用に関しては、「ラリー北海道 写真・映像使用規定」に基くものとする。

第6章 例外規定

本規定は無人航空機の安全かつ円滑な利用を目的としたものであり、本大会の主催者の権利を制限するものではない。この目的において、大会組織委員会、競技長、メディアオフィサーの決定並びに判断は本規定に優先するものとする。

付則

本規定は 2020 年のラリー北海道より有効とする。

※2023 年 6 月改訂：参照する国土交通省のガイドラインを最新版に変更